

特集／地域文化の振興

【巻頭言】

地域文化振興が目指すもの

如月小春

【論文】

地域文化って何なんだろう

～今後の地域文化の発展にむけて～

伊藤裕夫

まちづくりと公立文化施設

～文化活動の拠点としての公立文化会館～

清水裕之

地域の文化活動と地方自治体の役割

～公立文化会館の可能性～

千葉和廣

【解説】

地域文化の振興

地域文化振興課

【事例紹介】

第一四回国民文化祭・ぎふ99

新しい「国文」のあり方を目指して

岐阜県民部文化振興課

「第九のふるさと」発信

きらめき創造都市を目指して

鳴門市教育委員会

美術と子供たちをつなぐ試みとして

富山県立近代美術館「トライ・アート」

富山県立近代美術館

ACA NEWS

- 第47回 日本伝統工芸展33
- 国宝室生寺五重塔災害復旧工事完了36
- 重要文化財厳島神社多宝塔ほか災害復旧工事完了37
- 皇太子同妃両殿下をお迎えして芸術祭オープニング公演38

イベント案内

- 東京国立近代美術館フィルムセンター
「闇と音楽：オランダの無声映画」／40
- 京都国立近代美術館
「万国博覧会と近代陶芸の黎明」展／41
- 東京国立博物館「特集陳列 高麗茶碗」／42
- 東京国立文化財研究所芸能部
「第3回民俗芸能研究協議会」／43
- 東京国立博物館(平成館)
「文化財保護法50年記念国際シンポジウム
文化の多様性と文化遺産」／44

新国立劇場 スポットライト／45

12月の国立劇場／46

芸術文化振興基金ニュース／47

表紙解説／編集後記／48

連載

- MEDIA ARTS GALLERY®
EARTH FROM ABOVE on the web／20
- Cross Road
高田賢三さん(デザイナー)／21
- これからのアートマネジメント®
埋もれた需要を掘り起こす「アート」におけるNPOの可能性①／24
熊倉純子
- らんぱん
茨城県近代美術館／26
- まちづくり最前線®
長野県更埴市／27
- 地域発 文化で国際交流®
静岡県／30
- こころの万華鏡®
姓名のローマ字書きと日本人の主体性／32
水谷修

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。

〈ホームページアドレス〉<http://www.bunka.go.jp/>
 〈ウェブマスターメールアドレス〉webmaster@bunka.go.jp

巻頭言

地域文化振興が目指すもの

劇団「NOISE」代表 如月小春

まず最初に、ある舞台を観た時の話をしたい。私は現代演劇が専門なのだが、何故かここ数年、地歌舞伎に関心を持っていて、機会があると観に出かけたり、資料を集めたりしている。昨年も、岐阜県で開催された国民文化祭のプログラムの中に地歌舞伎を見つけて早速下呂温泉まで駆けつけた。

地歌舞伎は全国のいろんな地域で今も熱心な人々によって続けられている。かつては全国津々浦々にあった木造の芝居小屋は、高度成長期やその後の都市化の波の中で多くが取り壊されることとなったが、それでもわずかに残った昔ながらの芝居小屋で、旅回りの大衆演劇や、地歌舞伎が地域、地域の人々の暮らしを温めている。

中でも岐阜県の下呂町を中心とする一帯は、

そのような木造の芝居小屋が幾つもまとまって残っている貴重なエリアで、以前から一度訪ねてみたいと思っていたのだ。

私が訪ねた会場は、下呂駅から更に車で山の方に少し入ったところに立つ「鳳凰座」である。映画やテレビドラマの昔のシーンに登場するような木戸や土間、下足入れの棚。見上げ、見直し、よくぞ保存し、活用し続けて下さったと、地域の皆さんに感謝したくなる。中に入ると客席は、舞台に面した平土間と、それを取り囲むような形の二階席。平土間はもちろん枱席である。あちこちがいささか傾いた感じも味になっているし、薄い座布団とそこはかとなすきま風も、気分を盛り上げる大切な小道具といった具合。

客席は熱気にあふれていた。その日は朝か

ら、全国のいろんな地域のグループが、次々と得意の演し物を披露していて、私の行った午後には、既に佳境といった状態であった。何しろそれぞれのグループには地元から応援団がついて来ているから、舞台のみならず、客席でも応援合戦の様相。おひねりが雨あられと振りそそぐかと思えば、おばあちゃん演じるお局が台詞を忘れて立往生、袖からプロンターが教えるけれどもおばあちゃん耳が遠くて聞きとれず、ついには客席からまでプロンターが飛んで、大爆笑。大都市の劇場で行われるプロフェッショナルな俳優たちの舞台では、到底見ることの出来ないような情景が次々に繰り広げられ、飽きる間もなかったのである。

そしてついに日も暮れて、いよいよ地元、下呂のグループの登場である。ひととき大きな拍手にむかえられて、芝居ははじまる。早速に大向こうから、いや、あっちからも、こちらからも、声がかかる。子役が登場すれば客席は湧きあがり、義太夫の声も更に大きく響きわたり、晩秋の山里の冷えた外気も何のその、役者たちは、汗だくで立ち回り……。

幕間に、並んで観ていた下呂の町長さんが解説して下さった。三味線を弾いているのは役場の職員で、只今修業中。けっこうファンが多いとか。子役は地元の小学校の地歌舞伎

クラブの団員から選ばれるとか。この町の出身で東京や大阪で仕事をしている者の中には、地歌舞伎の舞台が近づくと、休暇をとって参加する人も。

地歌舞伎を支えているのは、その地域の人々だ。その地域で普段はそれぞれ仕事を持ったり学校に通ったりしている人たちが、その合い間に集まって稽古して、年に数回（「鳳凰座」では毎年五月に定期公演がある）の公演を行っている。

だが、片手間の趣味の芝居だろうと思って見たら大間違い。「鳳凰座」の舞台もそうだが、玄人はだしの演技も飛び出す水準の高さに舌を巻くことも少なくない。「本気」が伝わってくる。

でもどうしてここまで「本気」になれるのか。芝居小屋の維持だけでも手間という意味でも経済的にも大変だろうし、その上厳しい稽古を積んで、衣装を揃え、広報活動して観客を集め、更に、子供たちの指導育成まで、地区の住民が総かりでやっても手に余るほどだと思われるのに、よくぞ続けているものだと、そのエネルギーの訳が知りたくなる。

答えは意外にも、舞台がはねたあとの打ち上げの席でみつかった。化粧を落とした役者たち、受け付けや売店に立ったスタッフ、実行委員の方々、そして更に多くの人々たちを後

ろで支えていたおかみさんたち、もちろん町長はじめ行政関係の人たちも混じっている。立場はそれぞれ異ってはいても、同じ地域に住む者同士の和やかな打ち上げだ。

その席で聞いた話の数々は、その後、私が地域と文化の関わりについて考える上で大きな手がかりとなるものだったのである。

下呂町一帯は、まず下呂温泉という日本有数の名泉を中心に据えた観光を、主な産業としている。だが、昨今は海外旅行に簡単に旅行けるようになり、バブルがはじけて以後、国内の観光地は何処も伸び悩み、下呂町とて同様である。

では、地歌舞伎を観光に役立てることは出来ないか。もちろんそんな声もあっただろうけれどそう大きくはない木造の小屋での年数回の公演では、直接的な収入の増加にはなりにくい。他の地域では、例えば昨今とみに人氣の高い、福島県の「檜枝岐歌舞伎」などはそれを目当てにたくさん観光客が訪れるが、「鳳凰座」は観光客もいる一方で、やはり地元の人々中心である。

察するに、目当てとしているものは別にあるのだ。芝居を共に創り、共に観、共に芝居小屋を支えることで、この地域の人々は、それぞれの仕事や世代の異なりを越えて、結び合うことが出来る。同じ地域に住み続けてい

る人ばかりではない。遠い町に嫁に行った人も、働きに行った人も、同級生の誰その「勧進帳」がかかるという話題で結びつき、子供等は子供等で、芝居への参加を通して、こそ地域のたくさんの方々の大人に見守られて、数々の忘れ難い思い出を胸にすることとなる。かつてのような地域の共同性が失われ、地域に教育力や福祉力が失われつつある昨今、地域の文化こそが、人と人との結び合いをつくり出す重要なきつかけとなるのではなからうか。そしてそれは単なるきつかけで終わることなく、地域の人々の誇りと喜びの源泉となる可能性を孕んでいると、私は思う。

それは、経済成長と結びつくような、産業化の視点とは別の視点に立つ考え方である。人は人と共に喜びや悲しみや感動を分かち合う時、生の充実を実感する。地域の人々が自ら表現し、互いに感動を分かち合う「鳳凰座」の地歌舞伎は、まさにこのような、地域の人々の絆であり、誇りでもあるのだ。だからこそ、地域文化の振興とは、地域に住む人々の心の活性化に資するという意味で、大切なのである。心の活性化なしに地域の活性化が有りうるはずもない。となれば地域文化振興の施策の一層の充実が待たれるところだ。

地域文化って何なんだろう

～今後の地域文化の発展にむけて～

静岡文化芸術大学教授 伊藤裕夫

地域文化の振興が言われて久しいが、そもそも地域文化とは何なのだろうか？

地域文化というと、ある人は、お祭りや方言、民謡、郷土料理、あるいは歴史的街並みなどその地域に昔から伝わると思われる固有の文化的産物をイメージし、またある人は、青少年や市民の文化活動への参加や文化施設の充実、あるいは都市の美観など今日地域で生活する人々の日常に深く関わる事物をイメージするように、それは人によりかなりの幅のあるものである。これからの地域文化の発展の方向を考えるにあたり、やや抽象的にはなるが概念的な整理をすることで、問題提起に代えてみたい。

まず、地域文化を「地域」と「文化」に分けて考えてみよう。ここでいう地域とは、空間的なエリアというよりは、人間生活と密着した地域社会、すなわち「一定の社会的特徴を持った地域的範囲の上に成立している生活共同体」（広辞苑）を指すものと考えられる。

問題は文化であって、もともとの漢語の「文化」は、武力や刑罰を用いずに教化することといった意味であったが、これに明治以降、西欧語（特にドイツ語のKultur）の訳語として、学問や芸術、宗教などの人間の精神活動

そのものないしその成果を指す意味が新たに与えられ、また「戦後になって文化人類学の立場から、一定の人間集団・社会に共通してみられる行動様式や生活様式、考え方といった意味が付け加わるといった具合で、実に多様である。地域文化という場合の文化は、後者の「一定の人間集団に共通する行動様式や生活様式」という文化人類学的な意味をベースに、人間の精神活動や、あるいはもっと広く生活形成までも含めて捉えているものと思われる。ただその際、それを過去からの伝統に見るか、あるいは今現在の生活に見るかが、冒頭に述べた地域文化のイメージの幅になっていくのである。

いずれにせよ、地域文化における文化とは、ある地域で生活している人々の間に共通する行動様式や生活様式、ないしはそうした行動や生活が産み出した所産であって、言い換えれば、そうした文化が一定の社会的特徴となつて地域を形づくっている。一定のエリアに住む人々の間に何らかの形で共通する行動様式や生活様式が成立してくる（つまり文化が生まれてくる）と、はじめてそのエリアが地域社会（コミュニティ）になる、ということになる。例えば、ある地域に祭りや歴史的街並みといった伝統的な文化産物が残っている

のは、かつての農村共同体や近世都市を構成していた人々の間に共通する行動様式・生活様式があったからで、こうした文化を通してコミュニティが成立していたのである。

このように地域文化を捉えてみると、今日言われる地域文化とは、実は地域文化としてイメージされている個々の文化的事物・伝統的であるが、今日的であるがーを保護したり、充実・活性化させることに留まらず、それを通して地域の人々の間に、農業や都市の諸活動により形成されたふれあいややりとりが生まれ、そして共通する行動様式や生活様式が形成されることでコミュニティが成立していくことがその本来的な趣旨だということになるだろう。

今日の地域は、かつてのような農村共同体でも小規模な都市でもなく、また市場と政府機構に生活の大部分は依存していて、同じエリアに住んでいても人々は個々バラバラな状況にある。こうした中で、地域文化の振興ということは並大抵のことのできるものではない。しかし、昨今、地域においてはボランティアやNPO（民間非営利組織）への関心が高まり、そうした活動への人々の参加が増えている。これからの地域文化振興は、こうした市民活動、特に文化分野の活動の発展いかんによっていえると言えよう。

まちづくりと公立文化施設

～文化活動の拠点としての公立文化会館～

名古屋大学教授 清水裕之

社団法人全国公立文化施設協会によると平成一二年に全国の公立文化会館は二〇三一館の設置がみとめられる。ちよつと古い資料で恐縮だが、清水、小野田の調査によると一九九六年時点で、人口三万人以上の市レベルの設置はほぼ完了（整備率九四％）し、町村における整備に比重が移っている事も明らかにしている。確たる法的根拠もないのにこれだけの数の施設が建設されてきたということは、世間一般に言われているような首長の思いつきや行政の横並び意識などでは説明がつかず、やはり地域にそれなりに需要や期待があったからであろう。また、これらの施設は確実に地域の雇用も創出している。一九九六年時点における一当たりの平均職員数は常勤非常勤合わせて一一・五人、委託が七・六人であるから、二〇三一館の合計を推定すると職員二万三〇〇〇人、委託一万五〇〇〇人の職場を提供していることになる。

このように、公立文化会館は地域の文化活動に着実に根を下ろしつつあるという実感がある。地域の文化活動の発表の場としてそれらはなくてはならない存在になっているし、また、居ながらに様々な芸術活動を鑑賞できる核としても機能を高めつつある。筆者らの調査によると九六年時点でホール年間利用

率の平均は四七・五％である。この数字は八六年の四三・五％に比べて上がっているものの、九〇年の四七・八％とほぼ同じ水準である。自主事業（共催事業も含む）の平均は八六年時点で年間一五・七日であったのに対して九〇年は一九・五日、九六年では二〇・二日と少しずつ増加傾向にある。これを活性化しているか、まだまだ開発できると見るか。一概には言えないが筆者は決して停滞している数字であるとは思わない。

こうした活動は地域の様々な人々にささえられていくことは言うまでもない。多くの会館では参加型の自主事業が多様に試みられるようになり、また、ホールを支えるボランティア組織の活動も活発になっている。二世紀は文化会館をめぐる市民参加が理念創出の時代を終え、それぞれの施設での実践と評価の時代に入ることが予想される。それとともに、地方自治体が単独に運営管理する文化会館の時代は終わりを告げ、市民や民間とのパートナーシップによって稼働する「パブリックカルチャーセンター」、「パブリックシアター」が新たな理念として登場することになる。現在でも財団法人による運営が多いが、それらは一〇〇％行政の出資と出向組の職員によって運営されている。将来は行政とは一

線を画した名実ともに自立した財団運営が当たり前の時代になるであろう。

芸術と社会の関係がよりいっそう議論されるようになると予想される。障害者や高齢者を対象とする芸術のアウトリーチ活動もクロースアップされてくるだろう。よりよいまちを作る手段として芸術が活用される機会も増えるだろう。まちづくりの中核施設としても文化会館は大切な存在となるに違いない。

しかし、それには解決しなければならぬ課題も多い。もはや文化会館の姿は一つのプロトタイプでは語れなくなった。地域にはそれぞれ固有の地域性に応じた固有の文化会館の姿が求められるだろう。固有の活動を作り出すことは、予想以上にきつい。これから建設される施設はもうろんだが、古い施設も、常に設置目的と活動の評価を行い、路線を明確にするためのマスタープランを構築することが必要となる。

そろそろ、六〇年代、七〇年代に建設された文化会館のプロパー職員が定年を迎えている。専門性を身につけたプロパー職員の必要性はよりいっそう重要になるが、人事の停滞も目前に迫っている。行政の枠を越えた人事交流の仕組み造りが急務である。

施設の老朽化も大きな課題である。初期の性能に戻すばかりではなく、新しい機能に対応する設備の向上が必要だが、行政の動きは極めて鈍い。作ったものは朽ちるままだという姿勢がどうしても抜けきらない。

地域の文化活動と地方自治体の役割

（公立文化会館の可能性）

東京文化会館副館長 千葉和廣

地域における文化活動は、当初、余暇時間の増大、女性の家事労働時間の短縮などを契機に、音楽鑑賞会やママさんコーラスのような形で、それぞれの地域的な個性は余り意識されないうちに発展してきた。しかし、時代の流れの中で、その形態も多様化・高度化がなされるとともに、地域という要素が強く意識されるようになってきた。

高度経済成長が終焉し、持続ある成熟社会の実現を目指す時代の到来は、人々の日常のライフな生活圏域である「地域」に対する親和性を深めた。このことと響きあうように平成一二年四月には地方分権一括推進法が施行され「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」がわが国の行政の基本とされたのである。このような状況の中で、地域における文化活動は、参加する人々の心の糧になるだけでなく、その創造性が、総体として、地域社会の活力の源になり、魅力ある地域社会をつくりあげる可能性を秘めているのである。地域社会の「個性」とはまさに「文化」そのものであるから。

地域社会における文化活動の拠点として、ほとんどの地方自治体は「文化会館」を設置している。公民館から高度な舞台芸術の上演が可能な劇場までその形態は様々であるが、

地域における文化の向上のために造られていくことに変わりはない。

しかし、昨今の地方財政危機の中で、はこもの批判とあいまって、約二〇〇〇といわれる公立文化会館に多くの問題点があることを指摘されている。①地域振興における具体的な位置付け・役割が不明確、②運営基盤が脆弱、③外部への働きかけが不十分、④外部との連携が不十分などである。

いずれの指摘もうなずけるところがあるが、会館は、その利用方法いかんによって、生涯にあたって文化活動を続ける環境を整備すること、様々な便益を地域住民に提供できること、はもろろんのこと、地域のイメージアップその他、地域振興にも大きな役割を果たしている施設であることに改めて着目すべきであろう。

公立文化会館の設置者として、また地域文化振興のコーディネーターとして、地方自治体は、先に掲げた会館の諸問題を克服し、地域文化活動の進展に大きな役割を持ちうる会館の意義を再認識し、その活性化に努めなければならない。

従来のいわゆる「コミュニティ論」においては、地域の主役はあくまでも「住民」であり、行政はそのための「場」の提供にとどま

るべきであるという考え方が主流であった。

そのため、公立文化会館の多くは、公の施設である「貸館」として利用に最大限意を用いる受身的な運営が主であった。この考え方のすべてが否定されるべきではないが、その結果、会館は限られた「知る人ぞ知る」人のための施設となつてしまひ、利用可能な設備や蓄積されたノウハウが十分に活用されない状況が生まれたことも事実であった。

地域文化活動発展のためには、文化会館を単なる「場」ではなく「運動体」として捉えなおし、主体的な新たな活動を展開しなければならぬ。具体的には、アウトリーチプログラム（文化会館の資源設備だけではなく、芸術家等を含む）を生かした新たな文化享受者（文化を生活の糧として楽しむ人々）の開拓を軸とした市民文化育成事業の展開である。既に多くの文化会館で、その実践が始まっている。埼玉県県の「越谷コミュニティセンター」（サンシティホール）では、会館の基本に「コミュニティアート」（芸術的な地域の共同創造）を掲げ、市民の中の「文化リーダー」を活用して会館、市民、芸術家が相互に影響を与えながら、触発された市民が新たな興味をもつて、再び会館に足を運ぶ循環構造の構築におおきな成果をあげている。

このような様々な工夫を凝らしながら、文化会館が地域文化活動に積極的に関与することが今まさに地方自治体の役割として望まれているのである。

解説 地域文化の振興

地域文化振興課

1 地域社会と国民の文化活動の展開

日常生活の中で、多彩な文化活動を通じて、それぞれの地域において豊かな文化が育まれていることが、我が国全体の文化の振興につながるから、地域独自の主体的な文化振興は重要である。ここでは、近年、地域の文化振興が重要性を増している背景について述べる。

① 地域社会の新たな展開

従来より、地域振興を図るために、文化の振興をその中心に据える動きが、地方において盛んになってきている。これは、地域自らが、自らの市や町村を潤いのある、誇りにすべきものとして考え、地域づくりのために行動していることの一つの現れである。文化政策は、まちづくり、まで視野に入れた幅広いものとして展開され、地方公共団体の総合計画の中に、文化政策の基本理念が盛り込まれている例もある。また、一九八〇年代においては、地方公共団体全体の文化関係予算の伸びは、文化庁のそれを上回り、近年では、文化施設の建設が相次ぎ、地域住民がより身近に芸術に接することができるようになってき

ている。このように、地方公共団体の行政全体に占める文化の比重は次第に増してきており、その支援の必要性が高まっている。

② 住民の様々な文化活動の展開

住民の側においても、所得水準の向上や余暇時間の増大等を背景に、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する傾向が強くなり、文化に対する関心が高まってきている。この一年間にホールや劇場などで直接芸術文化を鑑賞した人の割合は六割を超えており、また、単に鑑賞だけでなく、自ら演じたり、作ったりするなど、能動的に文化活動に参加する傾向も見られ、合唱、吹奏楽等の芸術文化から茶道・華道等の伝統的な文化にいたるまでアマチュア文化活動も活発化してきている。このように、住民の文化活動への参加意欲は大きくそれを十分に進展させるために公的支援が必要となつてきている。特に、地域レベルでは発表の場の確保や優れた芸術の鑑賞が不十分な地域もあり、住民の文化活動参加のための環境づくりのため、単なる文化施設という箱モノの整備のみならず、施設の有効活用、鑑賞機会の確保、相談・情報提供

●国民の文化活動の状況
昨年一年間に芸術・文化を鑑賞した人は六割を超えており、分野としては、「美術」、「映画」、「生活文化」の順となっている。また、自身で行う芸術・文化活動として、約二割の人が創作活動を行っており、分野としては、「美術」、「生活文化」、「クラシック音楽」の順となっている。

体制の構築などといったソフト面も含めて支援することが必要である。

2 地域における文化振興の役割

地域における文化振興の必要性は、住民の文化活動を刺激し、伸長させるとともに、住民すべてが文化を享受し得るための諸条件を整えることに基本を置きながら、地域間の不均衡を是正し、全体として文化の振興が図られるよう必要な施策を講ずることにある。ここでは、国や地方公共団体が、地域文化の振興策を行う際の観点について述べる。

① 文化基盤の幅広い整備

国民の文化への志向にこたえ、文化振興をはかるには、まず、幅広い文化基盤の整備が

●文化行政へのニーズ
文化政策の充実に向けて取り組むべきことについてみると、住民への関心の拡大への努力、「文化活動やコミュニケーション活動の拠点としての文化施設の活性化」がともに七割を超えており、「地域独自の文化の充実」、「文化活動の担い手である人材の育成」がこれに次いでいる。

地域文化の振興

必要である。文化振興のための全般的な制度の整備、文化に関する情報の収集と提供、文化団体等の組織の育成、文化施設等の物的基盤の整備、文化を担う人材の育成などがこれに含まれる。これらは、国及び地方公共団体が広域的な視野に立ち、長期的な展望の下に推進することによって、その実をあげることができるが、その際、民間をも含め、幅広く協力・連携し、文化基盤の充実を目指していくことが強く望まれる。

②地域の芸術活動への奨励援助

個々の芸術活動は、その担い手が、自らの負担と責任において自由に行うべきものであるが、芸術活動を展開し、また、新たな創造への先駆的、野心的な試みを可能にするためには適切な公的援助が必要な場合がある。特に性質上採算の取りがたい分野には十分な配慮が必要であり、適切な奨励援助を行い、その振興を図っていくことが重要である。

③自ら文化活動に参加し、文化を享受できる機会の拡充

文化活動への意欲を喚起し、また、文化を享受できるようにするためには、それが可能となる場を設けることが必要である。このためには、国民的規模な広域的な観点で実施する文化祭等の各種文化事業に加え、全国各地において高度な芸術を鑑賞する機会を広げるために、各種の地方公演等を行うことが

必要である。

④文化財の保存と活用

我が国には、長い歴史の中で、継承されてきた貴重な文化財が多数存在している。これらの文化財は、我が国の文化や歴史の正しい理解に不可欠であり、我が国文化の向上の基礎となる国民的財産である。文化財は、広く全国各地に所在し、地域の文化とも密接な関連を有することから、国と地方公共団体は緊密な連携協力を図り、さらに、国民の協力を得ながら、生活の中で生かされ、活用を図っていくことが必要である。



文化財の保存と活用を促進するための実践
文化庁文化財保護部 表紙

3 国の地域文化振興の取組

あらゆる人々がそれぞれの地域で豊かな文化を自由に享受し、これを発信することができ、社会の実現が課題となっており、行政として対応を求められている。ここでは、文化庁の関係施策について述べることにする。

①優れた鑑賞機会の提供

国民の芸術鑑賞機会の充実を図るため、全国各地において地方公共団体等と共催で年齢

は、「文化のまちづくり事業」に移行している。同事業は地域の歴史的な文化の所産等を生かしながら、文化の香り高いまちづくりが全国各地において積極的展開されるよう、芸術文化の拠点づくりを進めるものである。

④文化施設の整備・充実

公立文化会館の建設の促進を図るため、昭和四二年度から地方公共団体が行う施設整備に対して補助を行ってきた。これら補助金の交付を受けて設置された公立文化会館は、平成八年度末で計三七一館となったが、本補助金は、全国的に施設の整備が急速に進んだこと等の理由により廃止された。

現在は、公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、会館に対し、芸術家・芸術団体に関する各種の情報提供が芸術家・芸術団体とのマッチングを行う「芸術情報プラザ」等により、ソフト面において、会館の運営充実の支援に取り組んでいる。

⑤地域文化を支える人材の養成

文化施設の効果的な活用には、職員等の資質向上や相互の情報交換の場の確保が必要である。

このため、地方の文化会館や美術館の職員及び芸術文化行政担当者などを対象にした各種研修会（アートマネージャーメント研修、技術職員研修、キュレーター研修）等を開催し

参考解説⑤

●離島・へき地・沖縄公演の実績
「移動芸術祭巡回公演」等一連の巡回公演事業では、優れた舞台芸術の鑑賞機会に接することが少ない地域（離島・へき地、沖縄）のための公演枠が設けられており、平成元年から一一年までに離島・へき地七五公演、沖縄七六公演が行われ、これらの地域で生活する住民にとっては優れた舞台芸術の貴重な鑑賞機会となっている。

層に応じた優れた舞台芸術の各種の巡回事業を行ってきた。現在は、広く国民一般を対象とする「移動芸術祭巡回公演」、青少年が豊かな感性や創造性を育むことができるよう、優れた舞台芸術の派遣を行う「芸術体験劇場」をそれぞれ実施している。また、舞台芸術を小・中・高の学校現場に派遣する「舞台芸術ふれあい教室」を実施している。

一方、美術については、中央で開催される主要な団体美術展の受賞作品等を全国各地の美術館等に巡回展示する「現代美術選抜展」を実施するとともに、国立の博物館・美術館等の所蔵作品を全国各地の美術館に巡回展示する「国立博物館・美術館巡回展」を実施している。

②文化活動への参加の奨励

国民的規模の文化の交流の機会は、地域において各人が文化活動に励む契機となるとともに、日頃の成果の貴重な発表の場となることから、国民の文化交流を奨励するために、「国民文化祭」と「全国高等学校総合文化祭」

ている。

⑥国際文化交流の推進

青少年及びアマチュア文化活動の指導者等を海外から招へい、または諸外国に派遣し、文化活動の相互研修事業等を行っている。また、平成一一年度から日中、平成二二年度から日韓両国の高校生による文化交流事業を行っている。

⑦地域文化に関わる法制度の整備

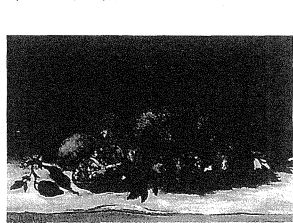
文化の分野では、科学技術の分野における科学技術基本法のように、その分野の政策の基本となる基本法は存在しない。しかしながら、芸術文化に関する個別法はいくつか存在する。音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律や「美術館における美術品の公開の促進に関する法律」などである。

前者は生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定め、我が国の音楽文化の振興を図るもので、同法の趣旨

にのっとり、国・

地方公共団体で

これまでに様々な施策が行われている。後者に



登録美術品の公開風景（クールペの「静物」）（八王子市村内美術館）

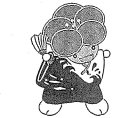
参考解説④

●国民文化祭、全国高等学校総合文化祭の歩み
国民文化祭は、昭和六一年度（第一回大会）を東京都で開催して以来、平成二二年（広島県）の開催で一五回を数える。昨年の岐阜大会の開催まで、参加団体は延べ約一万二〇〇〇団体、出演人数は延べ約三〇万人を数える。全国高等学校総合文化祭は、昭和五二年度（第一回大会）を千葉県で開催して以来、平成二二年（静岡県）の開催で二四回を数える。昨年の山形大会までに、参加校数は延べ約三万校、出演人数・出品点数は延べ約二七五〇〇〇人・作品を数える。

来年度の第一六回国民文化祭は一月に群馬県で、来年度の第二五回全国高等学校総合文化祭は八月に福岡県で開催される予定。

を毎年、都道府県持ち回りで実施している。

前者は、国民の文化活動への参加意欲にこたえるとともに国民の文化活動の水準を高めるための全国規模の文化の祭典である。また後者は、高校生の創造活動の向上を図るとともに、相互の交流を深めるための、全国都道府県の高中生による芸術文化活動の発表の場である。



第25回全国高等学校総合文化祭のイラスト

③個性豊かな文化の創造の促進

地域の特色を生かした個性豊かな文化活動が活発に行われるよう、地方公共団体等と共同で、地域の文化活動に対する支援として、平成二二年度から「地域文化振興特別推進事業」を開始し、施策の変遷を経て、平成八年から

地域文化の振興

といった所有者からの申請に基づき、文化庁長官が登録を行うものである。この制度により、優れた美術品の公開を促進することにより、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大が期待される。

4 地方公共団体の取組

地域の文化振興は、基本的にはそれぞれの地域の自主的な取組によって図られるべきであり、一義的にはその地域に密着した各地方公共団体が当該地域の特性等に応じた文化行政を行うべきである。ここでは、地方公共団体の文化行政を概観する。

① 推進体制、連絡組織、文化振興のためのビジョン

都道府県をみると、まず、芸術文化行政の推進体制としては、芸術文化行政の主管は、都道府県により教育委員会である場合と知事部局である場合があるが、後者である都道府県が多くなっている。また、文化政策の推進にあたり、教育委員会と知事部局との間に連絡組織を設けている都道府県が一六あり、連絡調整が行われている。さらに、文化振興に係る計画・方針・ビジョンを策定している都道府県が四三あり、行政分野に占める文化の重要性がうかがえる。

② 文化関係経費

都道府県・市町村を合わせた地方公共団体

● 他省庁との連携施策

文化振興に関する施策は、他の行政分野と関連のあるものが少なくない。文化庁と他省庁との連携施策として考えられるものとして、伝統的工芸品産業の振興（後継者育成、需要開拓）について通産省との連携、文化を活用した観光の振興について運輸省との連携、都市景観等に配慮した都市の開発整備について建設省との連携等がある。

団体においては、文化政策が他の施策の上位に位置づけられ、他の施策がその下に統合化される動きもある。特に、生涯学習社会と言われる昨今、文化と生涯学習は相互に重複しつつ並立していることがあり、国民の側に立つて、どのような施策が効果的で、国民のためになるかを考慮しつつ政策を考えねばならないであろう。

② 教育活動との連携

現在、子どもたちはやもすると生活に十分なゆとりを持つことができず、友人たちとの交流を深めたり、自己実現の喜びを実感しながらじっくりと豊かな心を育む環境に置かれていないとの指摘がある。また、我が国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解やそれらを大切にすることの教育が大きな課題となっている。さらに、子どもたちの心の成長のため、自然体験、ボランティア体験などの豊かな体験活動が必要とされている。

このような状況から、今後は、小中高等学校における音楽、美術等の芸術教育の充実、

● 文化振興のためのビジョンの例
代表的な文化振興ビジョンの例として、県民文化の振興、文化を育む環境づくり、文化交流機会の拡充、文化資源の継承・活用を謳った、福岡県の「福岡県文化振興ビジョン」、長期的な視点で芸術文化の振興と市民文化の創造を目指す、市民産官の連携で環境の整備（人材育成、交流の促進、活動の振興、文化の伝承発展、環境の充実）を目指す、札幌市の「札幌市芸術文化基本構想二一世紀に向けた芸術文化振興ビジョン」等がある。

の芸術文化経費は、昭和六二年度には、約二七〇〇億円であったが、平成に入ってから急速な伸びを見せ、平成五年度には約八、二〇〇億円に達した。しかし、これ以後は減少傾向にある。平成九年度は約六、九〇〇億円となっており、前年と比べると約九〇億円、一・三％の減少となっている。

また、芸術文化経費を①芸術文化事業費、②文化施設経費、③文化施設建設費に分類すると、昭和六二年度には芸術文化経費の五四・五％は文化施設建設費が占めていたが、この割合はその後増加傾向を示し、平成五年度には七一・九％に達した。しかし、それ以後は減少傾向にあり、平成九年度には五四・七％となっている。

③ 芸術文化事業

芸術文化事業については、平成九年度に都道府県が主催、共催、後援等で関与した芸術文化事業は全体で一万二〇四六件あり、平成

● 総合的な学習の時間を活用した文化活動の例
新学習指導要領において小中高等学校に「総合的な学習の時間」が設けられることとなっており、既に様々な取組が行われている。その中で、環境、くらし、生活などと並び、文化も取り扱われることがあり、例えば、佐賀大学文化教育学部附属中学校の例では、「郷土学習科」の一環として、「佐賀の伝統文化と芸術文化」「佐賀の食文化と服飾文化」「佐賀の歴史やくらしと文化」など、文化に関するコースが設けられ、子供達が自らテーマを設定し、解決するための調査・研究・検討を行った。

伝統文化や歴史・文化に対する理解の増進、文化活動における文化活動指導の充実等、教育と文化の効果的な連携が重要になってくると考えられる。

③ ハード・ソフト面の施策の連携

地域の文化活動を活性化させていくにあたっては、文化活動の拠点である文化会館、美術館等の文化施設の活用が重要になってくる。経済の好況期に各地に建設された公立の文化施設はハコのみであり中身が伴っていないとの批判を受けている。今後は、単に文化施設を建設してハード面の環境を整えるだけでなく、文化施設の機能を十分に引き出すような取組を充実させ、ハード・ソフト両面を通じた文化政策が、全体として整合性が保たれるような努力が必要である。

八年度（一万二一六五件）に比べると微減（一・〇％の減少）している。事業区分別によると音楽（二、六三六件）、美術分野（一、七九五件）に係る事業、県内での舞台公演の巡回の事業（一、一五九件）が多くなっている。また、各地の多彩な芸術文化活動を核として文化の香り高いまちを目指すまちづくり活動や、姉妹友好交流を結ぶ地域との間等の文化の国際交流に係る活動、芸術文化の顕彰事業等の芸術文化を活性化させるための各種事業が行われている。

5 これからの地域文化行政の展望

これまでに述べた地域文化行政の理念や役割は、基本的には今後とも変わることはいらないと思われるが、様々な社会の変化に対応し、その在り方は不断に問い直されなければならない。地方分権の進展に伴う国と地方の役割分担や民間部門の伸長に伴う国と民間の役割分担の変化も踏まえねばならないであろう。ここでは、今後、地域文化行政を考えるに際し、考慮しなければならない要素のうち代表的なものを取りあげて述べる。

① 他分野行政との連携

文化振興に関する施策は、生涯学習、アムニティ、社会福祉、国際交流、観光、産業等の幅広い行政分野とも関わりが深く、今後は、こうした行政分野との関連性を考慮して、施策を展開する必要がある。近年、地方公共

④ 社会における多様な資源の活用

地域が一体となって文化の振興を行うためには、行政と住民の努力に加え、企業、文化団体、学校、地域の公共施設等、社会に内在する様々な資源の活用が不可欠である。

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化活動の実施・支援をするメセナ活動を行う民間企業が増えている。また、平成一〇年一月に「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）が施行された。この法律は、社会貢献活動を行っている民間の非営利団体が法人格を取得する道を開き、その活動の健全な発展を促進するものであるが、「まちづくりの推進」や「文化、芸術の振興」に関する活動を行う団体は、この法律により法人格を取得できる。今後、文化政策の実施にあたっては、このような民間部門とも効果的な連携をとる必要がある。

参考解説③

● 企業メセナ、NPO活動等の実態
メセナ活動の実績については、平成一〇年度において調査に回答した企業四六四社のうち二六六社（五七・三％）が実施しており、また、企業の資金援助総額は約二五億円（一社平均約一億円）に及んでいる。
NPO活動については、本年三月三十一日現在、一七二四法人のうち、まちづくりの推進を行うものが五四九法人、文化、芸術又はスポーツの振興を行うものが四三三法人である。

「第九のふるさと」発信

きらめき創造都市を目指して

鳴門市教育委員会

鳴門市は四国の東部、徳島県の東北端に位置し鳴門海峡をへだてて淡路島に對峙して、本州と結ぶ四国の東玄関をなす人口六万五〇〇〇人余りの都市である。特に北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、「渦潮」でその名を知られた景勝地である。

鳴門市には第一次世界大戦時に板東俘虜収容所ができ、中国青島で俘虜となったドイツ兵たちと地域の人々の交流が生まれた。この交流を縁として、鳴門市はドイツ・リュネブルク市と姉妹都市盟約を結び、相互親善訪問やドイツ館を建設するなど、日独交流を積極的に推進している。さらに一九九九年八月には中国・青島市とも友好交流意向書に調印し、日・独・中とさまざまな分野での交流を深め国際親善を進めている。

当時、収容所内の俘虜によって行われた土木、産業や文化スポーツ活動のうち、なかでもベートーヴェン「第九交響曲」の演奏会は、

日本初演として有名になっている。鳴門市では、新たな市民文化の創造と国際交流の発展を図るため、先駆的国際交流の歴史を鑑み、三分野の事業を有機的に組み合わせることによって、「文化のまちづくり事業」を平成八年より展開してきたところである。

歴史再発見事業

①『ディ・バラッケ』翻訳出版

ドイツ兵俘虜が大正六年九月から大正八年九月まで発刊した板東俘虜収容所新聞『ディ・バラッケ』は、収容所内の出来事から国際情勢に至るまで掲載された総合誌で、総ページは二八〇〇頁にもわたる。この新聞は謄写版刷りで一部多色刷りを使用し、その印刷技術のレベルの高さは印刷史の分野でも高く評価されている。ただ、記事はジッターリーン体という手書き文字で書かれており、現在ではかなり教養の高いドイツ人でも解読ができないといわれている。鳴門市では、地元を

中心とした研究者に解説及び研究、翻訳を委託し、平成九年度には『ディ・バラッケ』第一巻の日本語訳及びドイツ語活字版を出版した。現在は第二巻の翻訳作業を継続しており、全巻の日本語訳及びドイツ語活字版の出版を目指している。

② 創作劇「コスモスの収容所」上演

俘虜収容所でのドイツ兵俘虜と地域の人々との様々な交流、そして「第九」の国内初演へと繋がる人類愛をテーマにした物語を史実に基づいて創作・上演し、市民参加の演劇文化の振興を図ろうとするものである。平成九年度より脚本制作等を委託し、上演者の一般公募を行い準備を進め、平成一二年の上演は大好評を博し、一二年一〇月一五日には一部脚本を変更して再上演を行ったところである。

③ ベートーヴェン「第九交響曲」

日本初演の再現
大正七年六月一日、板東俘虜収容所においてドイツ兵俘虜によって、ベートーヴェン「第九交響曲」が日本で初めて全曲演奏された。これは男性のみの合唱・演奏でオーケストラ六〇人、合唱団八〇人、ソリスト四人というものであったといわれる。この日本の音楽史上においても注目される「第九」の国内初演を残された歴史資料を元に研究し、国内の一流の音楽専門家を招聘ジョイントさせることによって、復元を図るものであった。平成一

活性化を目指しているところである。

また平成一三年二月には、新しい世紀を迎えるにあたり、「第九」日本初演の地という歴史的史実を再認識するとともに、俘虜収容所のあった板東で培われたドイツ人との友好を深め、永遠の平和を希求し、「第九」の祖国ドイツの姉妹親善都市リュネブルク市において当時の俘虜の子孫の方々をお招きし、「二〇〇一年「第九」里帰り公演」を行うことになっている。その他、後述の【ドイツエスフェストINなると】において「普段着の第九」コンサートも開催している。

国際文化交流事業

これは市民主体の国際交流団体を育成し、俘虜との交流から生まれたドイツを中心とした国際交流をさらに深め、様々な異文化交流を行うとともに国際相互協力を進展させることによつて地域での文化による国際化を図るものである。著名な文化人による国際文化交流講演会の開催や、本格的なドイツ芸術保持集団を招聘しての市民レベルでの芸術交流を行い、市民に対し異文化理解や国際文化交流に関する認識を高めていくことに大きく貢献している。

このように鳴門市の文化のまちづくり事業は、第一次世界大戦時の俘虜収容所から生まれた友愛を原点とした脈々と続く交流を礎と

して展開されてきた。今後も鳴門市の文化全体の振興を図るための情報発信を可能にし、新しい文化都市を創造していくためにも、長期的に質の高い事業を継続実施していきたい。

＊関連事業【ドイツエスフェストINなると】
地域の行政、経済文化団体が実行委員会を組織し各種コンサート、ドイツ物産展、モーターショー等の文化交流イベントを実施している。このほど第七回が一〇月二八日、二九日に鳴門市ドイツ館で開催されたばかりである。

●文化振興を指標で表す？

ある地域の文化活動の活発さを定量的に評価することは可能だろうか？文化の多彩さや豊かさを表すような取組は半面意義のないことであり、半面意義のあることであろう。都道府県別に、一人当たり文化予算を計算すると、全国平均が二〇四円であり、一位の富山県が四六二円、次いで、徳島、茨城となつている。また、文化施設数の人口一〇万人当たりの数を計算すると、全国平均が二・三施設、一位の島根県が五・二施設、東京が四・五施設となっている。さらに、人口一人当たりの自主事業支出が高い県は、富山県、山梨県、三重県等である。

地域文化の振興

〇年五月、ドイツ兵俘虜による「第九」日本初演八〇周年を記念し、ドイツ村公園（板東俘虜収容所跡）でベートーヴェン「第九」日本初演再現演奏会が開かれた。指揮はこの演奏会のための編曲をした国立音楽大学助教授の中島良史氏、合唱はオーディションで選考された地元のアマチュア合唱団や兵庫県の二つの合唱団で編成し、カウンターテナーの岡本知高、太刀川昭らのソリストが出演。男性だけのオーケストラと合唱団、衣装はドイツ兵の着用した軍服。日本初演当時の雰囲気そのままだに再現するものとなった。

文化創造事業

この事業はベートーヴェン「第九交響曲」を核とし、俘虜との交流の歴史から生まれた鳴門市独自の市民文化を拡充するとともに、さらに新しい市民文化を創造し育成していくものである。鳴門市は初演された六月一日を「第九の日」と定め、昭和五七年以降毎年六月の第一日曜日に第九演奏会を開催している。平成一二年六月四日には鳴門市文化会館において、指揮者に小林研一郎氏を迎え、読売日本交響楽団の演奏、鳴門市「第九」を歌う会と全日本「第九を歌う会」連合会の合唱で第一九回の演奏会が開催された。第九のふるさと鳴門のイメージアップを図るとともに独自の「第九」文化を構築し、より一層の地域

美術と子供たちをつなぐ試みとして

富山県立近代美術館「トライ・アート」

富山県立近代美術館

今日の日本の子供たちは、とても恵まれていると言われます。衣食住はもちろん、教育も遊びも、高いレベルの多様なものを十分に与えられているからでしょう。しかし一方で、何でも安易に得られすぎて、自分で物事を進めたり作り出したりする機会が乏しいことも事実です。子供たちに「体験」を促す教育プログラムがいたるところで取り入れられるようになってきたのも、子供たちをとりまくこうした状況を軌道修正するためと思われる。

いたるところ、といいましたが、美術館も例外ではありません。図版や映像ではない本当の美術作品を媒介として、子供と美術をつなぎ、人間が行う表現の本質にふれて、子供たちが自らの世界を広げるところが美術館だからです。

富山県立近代美術館は、昭和五十六年の開館以来、子供たちを対象とした活動「展覧会・講座・出版など」を行ってきましたが、約二〇年の間に、全体の活動に対するその比重は少しずつ増えてきました。

今回、文化庁美術体験事業としての開催を

希望した「トライ・アート」は、これまでの当館の子供たちへの普及活動や学校教育との連携を礎として、美術館活動に新たな展開をもたらす契機となることを目指して企画した展覧会です。

平成一一年度美術体験事業「トライ・アート」

富山県立近代美術館の「トライ・アート」

- ① 学校や地域での創作活動の発表（平成一二年より）
 - ② 美術作品の鑑賞（平成一一年度より）
 - ③ ワークショップ（平成一一年度より）
- 以上の三部で構成し、子供たちが美術の素晴らしさを体験できる機会を多角的に提供することを趣旨とします。

■美術作品の鑑賞

収蔵作品による子供のための現代美術展「アート・ジャングル こどもとたんけん」

この展覧会の大きな特徴は、たくさんさんの動植物が共存しているジャングルのように、展示室を多種多様な美術作品が息づくひとつの

わたって実施したワークショップには、のべ約九〇〇の子供たちが参加しました。

一月一日（二日目）、高田氏が用意したのは、トウカエデのタネ。投げると風に飛んでクルクル回って落ちる種の観察をきっかけに、子供たちは、紙と鉄とホチキスを使って、空気の抵抗を受けて変化に飛んだ飛び方や落ち方をする「ふしぎタネ」を制作しました。次々にできるふしぎタネを、最後に二階の展示室から紙ふぶきのように一斉に飛ばして、会場は大喝采。

一月一日（二日目）、わずかな風で揺れ動く高田氏の立体作品を、子供たちの手で分解。揺れ動く秘密を知った子供たちは、その後、木の枝を用いて、揺れる造形作品の制作に取り組みました。

参加した子供たちは、芸術家自身の言葉で制作についての考えを聞き、美術表現の可能性を知るとともに、実験や制作を通して芸術家とふれあう機会を持ちました。

■平成一二年美術体験事業

「トライ・アート二〇〇一」

夢中人ワールド」
地域全体が子供たちを育成する趣旨を具体化して実施するために、平成一二年からの「トライ・アート」は、学校や地域で造形活動に取り組み、その成果を発表することが大きな柱となります。

当館では、すでに一一年度から、この趣旨

を機会あるごとに県内の学校や市町村に伝え、「トライ・アート」への参加を呼びかけました。

現在、今年一二月下旬の開会を前にして、七つの小学校と三つの中学校が、制作に取り組んでいます。

今回、実行委員会が掲げた全体テーマは、子供たちが夢中になって取り組む創造の過程の中から、素晴らしい有形無形の成果が生まれてくることを願って、「夢中人ワールド」としました。夢中人とは、いったいどんな人か、どんな世界に住んでいるのでしょうか。子供たちが、それぞれの学校の教師や校下の人たちと共同で作り上げた大作は、美術館の広い会場いっぱいには広がることでしょう。また、同じ会場で同時に開催する子どもたちの現代美術展や、虹を描くアーティスト巖崎氏によるワークショップもあわせ、美術館そのものが観覧者にとっても夢中になれる場所にした

と思っています。準備を進めています。

一九七〇年代以降、日本の地方美術館は、新しい美術館の在り方を求めて、欧米の先進美術館の子供向け教育プログラムを、マニュアル本を見るように採り入れた感が否めません。しかし、そうした活動が生み出された欧米との生活習慣や文化的基盤の差異を認識し、また、子供たちの置かれている状況を的確にとらえ、その地域の人々たちとの交流の中から生まれる活動を時間をかけて積み重ねていくこうとする努力が、各地で行われるようにな

大きなアート・ジャングルに見立てたことです。子供たちは入口でジャングルを探索するためのマップを手にし、「アートになった動物や人間」「うごめく色たち」「ふしぎ、ふしぎ、この景色」「変身したもののたち」といったコーナーを、自分の興味や関心に基づいて自由に回れるように会場を構成しました。

また、作品をよく知るためのクイズを盛り込んだり、会場の随所に、作品から着想を得て描いたり作ったりする場所（プロッター・ジュ、折り紙など）を設け、「見る」だけではなく、自ら動き、考えること、美術作品を楽しむことを主眼に置きました。展示した収蔵作品（絵画、版画、立体造形作品あわせて一〇五点）は、抽象的な表現も多く、決してわかりやすいものばかりではありません。しかし、子供たちは全く臆することなく作品に語りかけ、素直に驚きを声にしてくれました。

二月八日から一月三〇日までの会期中に訪れた来館者は約六五〇〇人にのぼり、富山市を中心に広く県内から、幼稚園から特殊教育諸学校まで、幅広い層の子供たちが訪れましたが、子供だけでなく親子でも、楽しみながら見ることでできる参加・体験型の実展は、美術を介してのコミュニケーションの場ともなっていたように思います。

■ワークショップ

「空飛ぶ「ふしぎタネ」を作ろう」

高田洋一氏（造形作家）を講師に二日間に

つてきました。

このたびの美術体験事業はそうした試みをさらに推進するものであり、当館では、この「トライ・アート」の実践を通して、美術表現の素晴らしさや限らない可能性を子供たちに伝え、そのことによって、美術館そのものが、子供たちの心を育む機能のひとつでありたいと願っています。

（富山県立近代美術館学芸員 中川美彩緒

数字で見る地域文化振興③

●国民の余暇活動に占める文化？

人々の生活にとって、文化活動はどのような位置を占めるのだろうか？「レジャー白書」の過去一年に行った余暇活動参加率・ある活動を経過一年間で一度でも行った人の比率）を見ると、最も多かったのは外食の六七・四％で、国内観光旅行（五六・九％）、ドライブ（五六・九％）、カラオケ（五二・七％）、ビデオの鑑賞（レンタルを含む）（四一・〇％）と続く。文化活動では、二五位に音楽公演鑑賞（二一・〇％）、二九位に美術鑑賞（一四・四％）、三四位に演劇・舞踊公演鑑賞（一二・七％）が出てくる。

編集後記

前号の編集後記で「役人」の話があったようですので、本号でもちょっと触れてみます。私が「役人」として過ごした期間はまだ短いです。私の感じた印象では、「役人」の姿の二つの側面として、法令なり前例なり他の類例なり、ある所与のものに従って効率良く物事を処理することには長けてい

るが、その反面、柔軟性に乏しく、新しい試みに挑戦するインセンティブをなかなか持ち得ないことがあげられます。それを出版物の編集という仕事に引き直してみると、読者のニーズを敏感に感じて、目新しい意欲的な企画を行ったりして、読者の目を引くような出版物にしていくことには、残念ながらあまり向いていないことになりま

す。市民に行政がやっていることを少しでも理解してもらうため、行政の側から市民の中にはいつていく姿勢は、今後ますます行政に求められる要素ではないかと思

います。最近では、HPをはじめとして、行政の広報体制も充実してきており、行政と市民の距離も近づいているように見えます。そうした思いから、今回の特集では、楽しめる「文化庁月報」にしようとして、わずかながらですが工夫を凝らしてみました。皆様いかがでしたでしょうか？

(N)

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。

〈ホームページアドレス〉
http://www.bunka.go.jp/
〈ウェブマスターメールアドレス〉
webmaster@bunka.go.jp

文化庁月報 11月号

(通巻386号)

平成12年11月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

URL: http://www.gyousei.co.jp

印刷所—(株)行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

（株）ぎょうせい営業部広告課

電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)

©2000 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。